

第136回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催情報

日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時

場 所 東京都港区新橋五丁目33番11号
当社（新橋NHビル）
8階 会議室

議 案	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役11名選任の件
	第4号議案	監査役1名選任の件

目 次

第136回定時株主総会招集ご通知…	1
株主総会参考書類……………	3
(添付書類)	
事業報告……………	12
連結計算書類……………	33
計算書類……………	36
監査報告……………	39

株主各位

証券コード 5262
2019年6月7日

東京都港区新橋五丁目33番11号

日本ヒューム株式会社

取締役社長 大川内 稔

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区新橋五丁目33番11号 当社（新橋NHビル） 8階 会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第136期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第136期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使等についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - 1. 連結計算書類の連結注記表
 - 2. 計算書類の個別注記表監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<http://www.nipponhume.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)



期 限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時20分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(下の候補(者)を除く)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

議決権行使書
株主番号 000000000 議決権行使数 000000000000
株主番号 000000000
(単位株式数 100株)
ご所有株式数 0株

お 願 い
1. 株主総会にご出席しない場合は、この議決権行使書(裏面に)賛否をご表示いただき、2019年6月27日午後5時20分までに到着するようにご返送ください。
2. 第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者について賛否を明示しない場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、馬印のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。

日本ヒューム株式会社

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(下の候補(者)を除く)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、安定的な配当水準を維持することを基本としながら、健全な財務体質の維持および事業展開に備えるための内部留保の充実ならびに業績などを勘案しつつ、自己株式取得の推進など、総合的な株主還元の充実に努めております。

内部留保した資金は、新製品・新技術の開発投資や効率化・省力化等の設備投資の原資の一部とし、長期的な視点による投資効率を考えて活用してまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、個別業績および連結業績、財務状況ならびに今後の経営環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき、金18円 配当総額 458,181,918円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	500,000,000円
② 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の事業目的に所要の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
第1条	(条文省略)	第1条	(現行通り)
(目的)		(目的)	
第2条	(条文省略)	第2条	(現行通り)
1.～12.	(条文省略)	1.～12.	(現行通り)
	<u>(新 設)</u>	<u>13.アプリケーションサービスプロバイダー</u>	
	<u>(新 設)</u>	<u>事業</u>	
		<u>14.コンピュータ、その周辺機器、関連機器お</u>	
		<u>よびそのソフトウェアの利用に関するサ</u>	
		<u>ービスの提供および販売ならびにコンサ</u>	
		<u>ルティング業務</u>	
	13.～14. (条文省略)	15.～16. (現行通り)	
第3条～第40条	(条文省略)	第3条～第40条	(現行通り)

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）は任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、新任取締役候補者選定にあたっては、社外役員がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	おおかわうち 大川内 みのる 稔	代表取締役社長	再任
2	とよぐち 豊口 なおき 直樹	専務取締役 管理本部長、不動産・環境関連事業部長	再任
3	あさづま 朝妻 まさひろ 雅博	常務取締役 技術本部長兼工事本部長、技術部長、安全管理部、技術研究所管掌	再任
4	ますぶち 増渕 ともゆき 智之	常務取締役 管理本部副本部長兼総務部長、経営企画部長	再任
5	おおはし 大橋 まさたか 正孝	取締役 東日本統括本部長兼北海道支社長	再任
6	とやま 外山 けいいち 慶一	取締役 西日本統括本部長兼関西支社長、東海支社長	再任
7	しばた 柴田 さとし 聡	執行役員 生産部長、品質管理部長	新任
8	すずき 鈴木 ひろかず 宏一	常勤監査役	新任
9	こだま 小玉 かずしげ 和成	執行役員 営業本部長兼関東・東北支社長	新任
10	すずき 鈴木 ともき 知己	取締役	再任 社外 独立
11	まえだ 前田 まさひろ 正博	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おおかわうちみのる
大川内 稔

(1954年2月7日生)

再任

所有する当社の株式数

23,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年9月 当社入社
 1992年6月 ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド代表取締役社長
 1999年4月 当社国際事業部長
 2003年6月 当社取締役国際事業部長
 2009年6月 当社常務取締役国際事業部長
 ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド取締役
 2009年10月 同社常務取締役
 2011年3月 日本上下水道設計株式会社（現 株式会社N J S）社外取締役
 2011年4月 当社常務取締役国際事業部管掌
 2011年6月 株式会社デイ・シイ社外監査役
 2013年6月 当社専務取締役経営企画部長
 2014年6月 当社専務取締役管理本部長、経営企画部、国際事業部管掌
 2015年6月 当社代表取締役社長
 （現在に至る）

候補者番号

2

とよぐちなおき
豊 口 直 樹

(1951年8月9日生)

再任

所有する当社の株式数

15,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
 2003年6月 当社大阪支社長
 2007年6月 当社取締役東京支社長
 2011年6月 当社常務取締役東京支社長
 2012年6月 当社常務取締役営業本部長兼製品営業部長、市場開発部長
 日本ヒュームエンジニアリング株式会社代表取締役社長
 株式会社ヒュームズ代表取締役社長
 2013年3月 日本上下水道設計株式会社（現 株式会社N J S）社外監査役
 （現在に至る）
 2013年4月 当社常務取締役営業本部長兼製品営業部長
 2013年6月 当社常務取締役営業本部長、下水道関連事業部管掌
 2014年6月 日本ヒュームエンジニアリング株式会社取締役会長
 2015年6月 当社専務取締役内部監査室長兼管理本部長、国際事業部管掌、不動産・環境関連事業部管掌
 株式会社デイ・シイ社外監査役
 （現在に至る）
 2016年6月 当社専務取締役内部監査室長兼管理本部長、不動産・環境関連事業部長、国際事業部管掌
 2018年4月 当社専務取締役管理本部長、不動産・環境関連事業部長
 （現在に至る）

候補者番号

3

あさ づま まさ ひろ
朝妻 雅博

(1959年3月20日生)

再任

所有する当社の株式数

7,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2006年4月 当社尼崎工場長
2010年4月 当社熊谷工場長
2013年6月 当社取締役技術部長兼工事技術部長
2014年6月 当社取締役工事本部長兼技術部長
2015年6月 当社取締役安全管理部長兼技術本部長、工事本部長、技術部長、生産部長、品質管理部長、技術研究所管掌
2016年6月 当社取締役技術本部長兼工事本部長、安全管理部、技術研究所管掌
2017年6月 当社常務取締役技術本部長兼工事本部長、技術部長、安全管理部、技術研究所管掌
(現在に至る)

候補者番号

4

ます ぶち とも ゆき
増淵 智之

(1964年11月6日生)

再任

所有する当社の株式数

7,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年2月 当社入社
2011年4月 当社経営企画部部长
2013年6月 旭コンクリート工業株式会社社外取締役
2014年6月 当社取締役経営企画部長
2015年6月 旭コンクリート工業株式会社監査役
2016年6月 当社取締役総務部長兼経営企画部長
2017年3月 株式会社N J S 社外監査役
(現在に至る)
2017年6月 当社常務取締役管理本部副本部長兼総務部長、経営企画部長
(現在に至る)

候補者番号

5

おお はし まさ たか
大橋 正孝

(1954年5月19日生)

再任

所有する当社の株式数

4,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2007年6月 当社札幌支社長
2011年6月 当社副理事札幌支社長
2015年6月 当社取締役東京支社長
2017年6月 当社取締役東日本統括本部長兼北海道支社長
(現在に至る)

候補者番号

6

とやま けい いち
外山 慶一

(1953年7月4日生)

再任

所有する当社の株式数

5,300株

候補者番号

7

しば た さとし
柴田 聡

(1961年2月2日生)

新任

所有する当社の株式数

10,300株

候補者番号

8

すず き ひろ かず
鈴木 宏一

(1965年3月4日生)

新任

所有する当社の株式数

3,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年6月	当社入社
2008年10月	当社大阪支社営業部長
2011年6月	当社副理事大阪支社副社長兼営業部長
2012年6月	当社副理事福岡支社長
2015年6月	当社執行役員福岡支社長
2016年6月	当社執行役員大阪支社長兼福岡支社長
2017年6月	当社取締役西日本統括本部長兼関西支社長、東海支社長、九州支社長
2017年9月	当社取締役西日本統括本部長兼関西支社長、東海支社長 (現在に至る)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社
2008年4月	当社三重工場長
2010年4月	当社尼崎工場長
2013年6月	当社熊谷工場長
2014年9月	技工株式会社（現 技工曙株式会社）代表取締役社長
2015年6月	技工株式会社（現 技工曙株式会社）代表取締役社長退任
2016年6月	当社執行役員熊谷工場長
2018年4月	当社執行役員安全管理部長兼生産部長、品質管理部長 (現在に至る)
2018年11月	技工曙株式会社代表取締役社長 (現在に至る)

新任取締役候補者とした理由

同氏は、これまで生産管理や品質管理を通じて当社の業績拡大に貢献してまいりました。その実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
2010年4月	当社総務部長
2011年4月	当社総務部長兼不動産・環境関連事業部長
2014年6月	株式会社環境改善計画代表取締役社長
2015年6月	当社執行役員総務部長兼不動産・環境関連事業部長
2016年6月	当社常勤監査役 (現在に至る)

新任取締役候補者とした理由

同氏は、これまでコーポレート・ガバナンスの向上を通じて当社に貢献してまいりました。その実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから取締役候補者いたしました。

候補者番号 9

こ だ ま か ず し げ
小 玉 和 成
(1962年11月24日生)

新 任

所有する当社の株式数
2,300株

候補者番号 10

す ず き と も き
鈴 木 知 己
(1949年11月15日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数
0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987 年 4 月 当社入社
2013 年 6 月 当社名古屋支社長
2015 年 6 月 当社執行役員札幌支社長
2017 年 6 月 当社執行役員関東・東北支社長
2017 年12月 株式会社環境改善計画代表取締役社長
(現在に至る)
2019 年 4 月 当社執行役員営業本部長兼関東・東北支社長
(現在に至る)

新任取締役候補者とした理由

同氏は、これまで長年にわたり営業の指揮を執り、業績拡大に貢献してまいりました。その実績、能力、コンクリート製品業界における豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969 年 5 月 警視庁入庁
2006 年 3 月 同庁第五方面本部長
2008 年 2 月 同庁第八方面本部長兼警務部参事官
2009 年 4 月 明治安田生命保険相互会社顧問
2015 年 4 月 当社顧問
2015 年 6 月 当社社外取締役
(現在に至る)
株式会社アルファ社外監査役
(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

同氏は、警視庁において長年培った知識や経験を有しており、主にコンプライアンスの観点から当社経営に有益な助言をいただけており、これまでの社外取締役としての実績を踏まえ、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

候補者番号 11

まえ だ まさ ひろ
前田 正博
(1948年10月30日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年7月 東京都入庁
2005年7月 同庁下水道局長
2008年8月 東京都下水道サービス株式会社代表取締役社長
2013年4月 日本大学総合科学研究所教授
2013年9月 下水道メンテナンス協同組合理事長
2018年6月 当社社外取締役
(現在に至る)
2019年4月 日本大学客員教授
(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年の行政経験を有しているほか、当社の事業分野である下水道全般に精通していることに加え、これまでの社外取締役としての実績を踏まえ、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木知己氏および前田正博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木知己氏および前田正博氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鈴木知己氏が4年、前田正博氏が1年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
当社は、鈴木知己氏ならびに前田正博氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。両氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、鈴木知己氏および前田正博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏を引き続いて独立役員とする予定であります。
6. 豊口直樹氏は、2019年6月14日開催予定の株式会社デイ・シイの定時株主総会終結の時をもって、任期満了により同社の社外監査役を退任する予定であります。
7. 当社は、2018年6月に役員持株会を設立しました。2019年3月末現在で5,300株保有しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 鈴木宏一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いし

い

たか

まさ

石井

孝雅

(1964年5月8日生)

新任

所有する当社の株式数

8,300株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社
2010年4月	当社経理部長
2014年6月	日本ヒュームエンジニアリング株式会社代表取締役社長
2015年6月	当社執行役員経理部長 (現在に至る)
2017年6月	株式会社ヒュームズ代表取締役社長 (現在に至る)

新任監査役候補者とした理由

同氏は、これまで執行役員経理部長を歴任して、会計のみならず会社業務全般に相当程度の見識を有していることから、監査役候補者としてしました。

- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 石井孝雅氏は、2019年6月下旬に開催予定の株式会社ヒュームズの定時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定であります。
- 監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下の通りであります。
当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社と監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定め、同契約を締結しております。
石井孝雅氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は英国のEU離脱問題や米中貿易摩擦などを背景に中国や欧州の景気が減速し、我が国におきましても景況感が下降局面に入りつつあるなど、景気減速が懸念される状況が続きました。

当社グループを取り巻くコンクリート製品の需要環境につきましては、ヒューム管は前期を少し下回りましたが、コンクリートパイルは前期並みとなりました。

このような事業環境の下、当社グループは、新中期経営計画『Evolution All Japan II（2018年度～2020年度）』の初年度として、基本方針である安定的利益と持続的成長を目指して、「グループ成長戦略」、「競争力向上戦略」、「経営基盤強化戦略」の3つの基本戦略を掲げ鋭意取り組んでまいりました。

当期のヒューム管、パイルなどのコンクリート製品および工事などの受注高は375億4百万円（前期比1.7%減）、コンクリート製品、工事および不動産収入などを含む売上高は380億15百万円（同1.5%増）となりました。

損益につきましては、営業利益は16億70百万円（同0.5%減）、経常利益は持分法投資利益、受取配当金などにより、25億79百万円（同16.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億53百万円（同24.3%増）となりました。

また、当社は2018年5月11日開催の取締役会において、資本効率の向上と株主の皆様への一層の利益還元のため、自己株式の取得を決議し、総額1億99百万円の自己株式を取得しました。

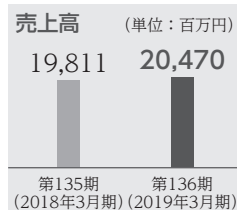
	第135期 (2018年3月期)	第136期 (2019年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	37,445	38,015	1.5%増
営業利益	1,678	1,670	0.5%減
経常利益	2,211	2,579	16.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,651	2,053	24.3%増

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

コンクリート製品事業

売上高
20,470百万円
(前期比3.3%増)

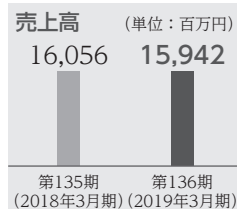
受注高は208億76百万円（前期比0.1%減）、売上高は204億70百万円（同3.3%増）となりました。
総売上高構成比は53.8%であります。



工事業

売上高
15,942百万円
(前期比0.7%減)

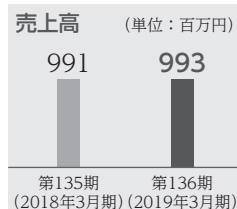
受注高は164億16百万円（前期比3.8%減）、売上高は159億42百万円（同0.7%減）となりました。
総売上高構成比は42.0%であります。



不動産開発事業

売上高
993百万円
(前期比0.2%増)

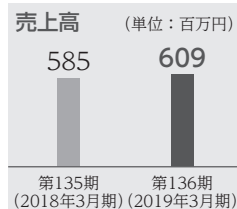
売上高は9億93百万円（前期比0.2%増）となりました。
総売上高構成比は2.6%であります。



その他

売上高
609百万円
(前期比4.0%増)

受注高は2億10百万円（前期比9.9%増）、太陽光発電事業やスポーツ施設運営事業等の売上高は6億9百万円（同4.0%増）となりました。
総売上高構成比は1.6%であります。



2. 対処すべき課題

当社は、2018年度（第136期）からの3ヵ年にわたる中期経営計画「Evolution All Japan II」（略称「E A J II」）を策定しました。

中期経営計画「E A J II」では前中期経営計画「Evolution All Japan」を継続することを基本としつつ、会社創立100周年に向けて継続的な成長および発展を目指してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、競争の激化や市場構造の変化など、依然として厳しい状況が続くものと思われますが、中期経営計画「E A J II」では以下の基本方針および基本戦略ならびに数値目標を掲げ、企業価値の向上に全社一丸となって取り組んでまいります。

また、当社は中期経営計画に沿って、安定的な配当を目指すとともに、総合的な株主還元の充実に努めてまいります。

【基本方針】

「社会や顧客の信頼を得て、安定的な利益と持続的成長を目指す」ことを基本方針とします。

【基本戦略】

- （１）グループ成長戦略
- （２）競争力向上戦略
- （３）経営基盤強化戦略

【数値目標】

	2018年度実績 (2018/4～2019/3)	2020年度目標 (2020/4～2021/3)
売上高	380.1億円	475.0億円
経常利益	25.7億円	25.5億円
自己資本経常利益率	8.1%	7.5%
D O E（純資産配当率）	1.4%	2.5%

以上のような取り組みを通じ、企業理念であります「安全・安心な社会基盤の整備に参加し、豊かな環境づくりに貢献する」という使命と「総合コンクリート、主義」というコーポレート・メッセージが意味する総合コンクリート事業会社の実現に向かって、役員・従業員全員が一丸となって尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援とご鞭撻を賜われますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

(1) 当期中に完成したもの

当社 本 社 新橋NHビル常用エレベーター2基制御リニューアル工事

当社 熊谷工場 パイル第2工場製杭機更新工事

当社 尼崎工場 パイル第1工場製杭機入替工事

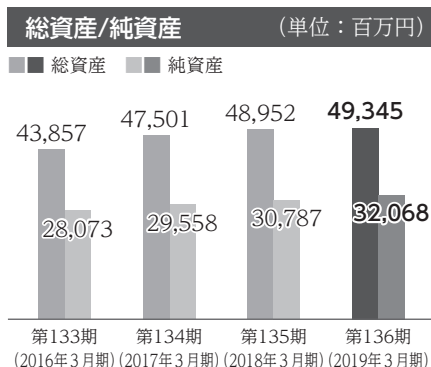
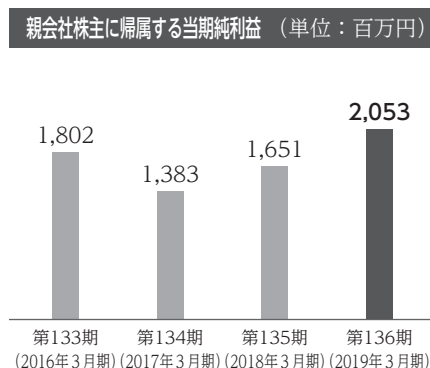
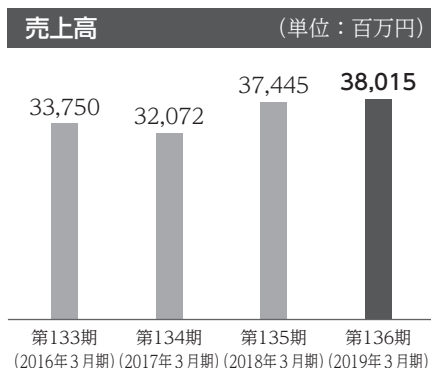
(2) 当期において継続中のもの

当社 本 社 府中NHビル更新工事

4. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特定融資枠契約（特定融資枠5億円、契約期間2019年3月28日～2020年3月27日）を締結しております。なお、期末日現在の使用額はありません。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第133期 (2016年3月期)	第134期 (2017年3月期)	第135期 (2018年3月期)	第136期 (当期) (2019年3月期)
受注高	(百万円)	31,523	30,722	38,147	37,504
売上高	(百万円)	33,750	32,072	37,445	38,015
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,802	1,383	1,651	2,053
純資産	(百万円)	28,073	29,558	30,787	32,068
総資産	(百万円)	43,857	47,501	48,952	49,345

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
東邦ヒューム管株式会社	96,000	99.3	東北地方におけるコンクリート製品の販売
技工曙株式会社	70,000	99.2	コンクリート製品用型枠等の製造および販売
株式会社エヌエイチ・フタバ	10,000	40.0	コンクリート製品の販売およびスポーツ関連施設の管理
日本ヒュームエンジニアリング株式会社	10,000	40.0	諸工事の請負
株式会社ヒュームズ	10,000	40.0	当社所有不動産の管理
株式会社環境改善計画	10,000	90.0	環境関連機器の販売
ニッポンヒュームインターナショナル リミテッド	147,140千香港ドル	100.0	コンクリート製品の販売

(注) 株式会社エヌエイチ・フタバおよび株式会社ヒュームズは、それぞれの株式を30%相互保有しております。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品・事業内容
コンクリート製品事業	ヒューム管、パイル、合成鋼管、セグメント、ボックスカルバート、コンクリート製品の附属品、コンクリート製品の型枠製造等
工事業	土木工事、杭打工事、光ファイバ敷設工事、管渠更生工事、既設管路耐震化工事、マンホール足掛金物取替工事等
不動産開発事業	不動産の賃貸、管理および開発
その他	環境関連機器の販売、スポーツ施設運営、下水道関連工事用機材レンタル、太陽光発電事業等

8. 主要な営業所および工場

区分	名称および所在地
当社本社	本社（東京都港区）
国内営業拠点	関東・東北支社（東京都）、東海支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）、北海道支社（北海道）
国内生産拠点	熊谷工場（埼玉県）、三重工場（三重県）、尼崎工場（兵庫県）、九州工場（福岡県）、苫小牧工場（北海道）、NH東北太陽光発電所（宮城県）、NH岡山太陽光発電所（岡山県）
海外営業拠点	ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド（香港）

9. 使用人の状況

使用人数	前期比増減
683名	4名増

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	373,460千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,454,551株（自己株式3,892,949株を除く）
3. 株主数 3,770名
4. 大株主およびその持株数

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口	2,400	9.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,996	7.8
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,588	6.2
旭コンクリート工業株式会社	1,468	5.8
株式会社みずほ銀行	1,245	4.9
太平洋セメント株式会社	1,020	4.0
株式会社N J S	1,009	4.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	880	3.5
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	641	2.5
日工株式会社	500	2.0

（注）1. 当社は、自己株式3,892千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
野 村 静 夫	取 締 役 会 長	代表取締役
大川内 稔	取 締 役 社 長	代表取締役
豊 口 直 樹	専 務 取 締 役	管理本部長、不動産・環境関連事業部長 株式会社N J S 社外監査役、株式会社デイ・シイ社外監査役
遠 藤 裕 邦	常 務 取 締 役	営業本部長、下水道関連事業部管掌 株式会社N J S 社外取締役 旭コンクリート工業株式会社社外監査役
朝 妻 雅 博	常 務 取 締 役	技術本部長兼工事本部長、技術部長、安全管理部、技術研究所管掌
増 淵 智 之	常 務 取 締 役	管理本部副本部長兼総務部長、経営企画部長 株式会社N J S 社外監査役
大 橋 正 孝	取 締 役	東日本統括本部長兼北海道支社長
外 山 慶 一	取 締 役	西日本統括本部長兼関西支社長、東海支社長
鈴 木 知 己	取 締 役	株式会社アルファ社外監査役
浦 上 勝 治	取 締 役	旭コンクリート工業株式会社常勤監査役
前 田 正 博	取 締 役	日本大学客員教授

2. 監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
鈴木 宏 一	常 勤 監 査 役	
下 山 善 秀	監 査 役	
原 護	監 査 役	
山 川 寅 雄	監 査 役	

- (注) 1. 取締役鈴木知己氏、浦上勝治氏および前田正博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役下山善秀氏、原護氏および山川寅雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鈴木知己氏、浦上勝治氏および前田正博氏、監査役山川寅雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	11	233,400
監査役	4	35,400
合計 (うち社外役員)	15 (6)	268,800 (32,580)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額70百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ① 取締役鈴木知己氏は、株式会社アルファ社外監査役を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役浦上勝治氏は、旭コンクリート工業株式会社常勤監査役を兼職しております。同社とは、コンクリート製品の外注などの取引関係があります。
- ③ 取締役前田正博氏は、日本大学客員教授を兼職しておりますが、当社と学校法人日本大学との間に特別の関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
鈴木 知己	社外取締役	当期に開催された取締役会16回中15回に出席し、豊富な経験や実績から発言を行っております。
浦 上 勝 治	社外取締役	当期に開催された取締役会16回中15回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
前 田 正 博	社外取締役	2018年6月の就任以降、当期に開催された取締役会13回中13回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
下 山 善 秀	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会14回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
原 護	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会14回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
山 川 寅 雄	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会14回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）および各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、非業務執行取締役は金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

2. 報酬等の額

区分	報酬等の額（千円）
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	38,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社のうち、ニッポンヒュームインターナショナルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの報告等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前における職務の執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」（以下、「内部統制システム」と総称する。）の構築に関して、取締役会において決議しております。

今後も、内部統制システムについての不断の見直しを行うことによって、改善を図ってまいります。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業理念・経営方針・行動指針）を役職員に周知徹底させる。
- ② 取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。
- ③ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより役職員のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

（2）会社の機関の内容および内部統制システム

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令ならびに「文書取扱および保存規程」等の社内規程に基づき、文書等の保存管理を行う。

情報の管理については、上記のほか「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ規程関連基準」に従い、「個人情報保護に関する基本方針」を定めて対応する。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメントを保持するため、さらに金融商品取引法に基づく内部統制監査に対処するために、取締役社長が直轄する「内部監査室」を設置し、当社および関連会社の内部統制システムが法令およびその基本方針に基づいて有効に機能していることを把握し検証する監

査体制を構築する。

リスクマネジメント体制を整備・強化し、リスクマネジメントを総合的に行うため、常設機関として取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。

また、取締役社長が主催する「内部統制委員会」を設け、当社および関連会社のすべての企業活動における内部統制システムの有効性評価、運用管理、啓発、教育、指導、継続的な改善提言等によって同システムの維持・向上を図る体制を構築する。

その他リスクマネジメント体制として、安全面・衛生面・品質面は「中央安全衛生委員会規程」、「品質管理委員会規程」、ISO管理指針を遵守して取り組むものとする。

中央公害対策委員会を設置して公害防止に係わる企画、設備、運営面に亘る事項を審議し対応する。

危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づいて取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理に当たる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会と随時行う臨時取締役会を取締役会長を議長として、監査役も出席のうえ開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役社長が主催する常務会を毎週開催し、必要に応じて関係部署長・関係会社役員の出席を求める。

業務執行に迅速な対応を行うことを目的に執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。

また、取締役、監査役、執行役員、部署長が参加する全国事業署長会議は年2回開催し、経営方針の徹底と各部署の現状報告を行い、部署間の意思の疎通を図る。事業部制、支社制度を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

④ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進について、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」および「企業倫理規程」に従い役員および使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当るよう研修等を通じて指導する。また、「公益通報者保護規程」に従い役員および社員等が社内においてコンプライアンスに違反する事実が発生し、または発生しようとするときに、相談・通報しやすい体制を設け、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

⑤ 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とするとともに、公益に関する相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

関連会社の経営については、「関係会社社長会」および「国際会議」において、事業内容や経営状況等について報告を行い、併せて業務の効率性、リスクマネジメントについて報告、把握、意見交換を行う。また、連結グループの内部監査を行うとともに、常勤監査役により関係会社の業務の適正性を確認する。グループ内取引については、「コンプライアンス規程」により審査し取引の公正を保持する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を置き、必要に応じて必要な人員を配置する。また、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を置き、2名を配置して監査役の職務執行に必要なサポートを随時行う。

サポートにあたっては組織上の上長等の指揮命令を受けない。

その任命・異動・評価については、監査役会の事前の同意を必要とする。

⑧ 当社および当社グループ取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、あるいはその恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。なお、この場合、関連会社の取締役および使用人は、当社経営企画部にも併せて報告を行うものとする。

また、「公益通報者保護規程」において、従業員が監査役への報告または当社総務部ないし外部通報窓口への通報により、人事上そのほか一切の点で、会社から不利益な取扱いを受けないことを明記する。

監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役・部署長等との定期的会議を主催し、取締役会、全国事業署長会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人

にその説明を求める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努める。

取締役および使用人は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

また、取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思の疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(3) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、企業倫理規程を遵守して一切の関係を遮断することを基本方針とし、全役職員への周知徹底を図る。また、業務の適正を確保するために必要な法令遵守およびリスクマネジメント事項として、こうした勢力による被害を防止するための体制を整備する。

① 社内体制の整備

- ・ 社内外の情報収集に努め、外部機関との連携を密にするとともに、各種の暴力団追放運動に積極的に参加する。
- ・ 必要に応じて、反社会的勢力排除に関する社員教育や研修を実施する。
- ・ 当社グループが反社会的勢力による不当要求を受けた場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署は平素からこうした勢力に関する情報を管理する。

② 不当要求への対応

- ・ 反社会的勢力からの不当要求を受けた場合、担当者は当該事実を速やかに統括部署に報告し、統括部署長は速やかに管理本部管掌取締役役に報告する。
- ・ 反社会的勢力からの不当要求を受けた場合は、組織全体でこうした勢力との関係遮断への取り組みを支援する。また、関係当局ならびに外部の専門機関に積極的に相談して対応にあたる。

- ・ 反社会的勢力の不当要求が、たとえ会社の不祥事を背景とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は、被害の更なる拡大を招くばかりでなく、当社グループの社会的信用を著しく失墜させるものであるため、絶対に行わない。

（４）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、関連諸法令および規程に基づいて、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用に努める。

（５）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する取締役会決議」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備運用しております。

また、定期的にコンプライアンスに関する研修を開催して、法令遵守への意識付けを行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針について

当社グループでは、「わが社は社会基盤の整備に参加し、豊かな人間環境づくりに貢献します。」を経営理念のひとつに掲げ、1925年の創立以来一貫して下水道事業、道路整備事業、住宅建設事業などを推進するため、これら社会基盤の整備に必要なヒューム管・既製コンクリート杭等の各種コンクリート製品を供給してまいりました。

近年は主に中国や東南アジアにおいて国際事業を展開して新たな成長基盤の確立に注力するほか、下水道の診断・リニューアル、不動産・環境関連事業等の新しい分野へ事業領域を広げており、着実に成果を挙げております。

こうして幾多の困難を乗り越えた、長年の歴史のなかで培ってまいりました企業風土、技術力、さらに、取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係こそが当社グループの企業価値の源であるとともに、中長期的な成長発展に必要不可欠な強みであると考えております。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、このような当社グループの企業価値の源である取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係を今後も確保・向上させるとともに、人材育成・技術開発等の将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項を深く理解し、長期的に企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなくてはならないと考えます。

言うまでもなく、上場会社である当社の株式は、市場を通じて投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、直ちに否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、近時、我が国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その企図あるいは目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある、不適切な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

① 中期経営計画『Evolution All Japan II』について

当社グループは、第136期（2018年度）を初年度とする中期経営計画『E A J II』の基本戦略に「グループ成長戦略」、「競争力向上戦略」、「経営基盤強化戦略」を掲げ、これに基づいてグループを挙げて全力で取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は将来に向かって継続的な成長・発展を目指すために、上場企業としての社会的責任を果たすことが重要と考え、経営の透明性を確保することおよびコーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応できる組織体制と経営システムを構築し維持することを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年3月21日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針が支配されることを防止する取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」を決定し導入しました。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らし不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プラ

ンを導入し、2011年6月開催の第128回定時株主総会で継続しました。

継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策を巡る諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

当社取締役会は、2017年6月29日開催の当社第134回定時株主総会において、本プランを一部変更したうえで、2020年6月開催予定の第137回定時株主総会終結時まで継続することを提案した結果、継続が承認されております。

本プランの概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上になる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

④ 対抗措置の合理性および公正性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、3名以上の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置

の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、勧告の内容は、概要を適宜情報開示することとします。

⑤ 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は3年間（2020年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降も本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

（4）本プランの合理性について（上記の取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第136期末 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	26,385,324
現金及び預金	11,051,251
受取手形及び売掛金	12,505,846
商品及び製品	2,024,057
原材料及び貯蔵品	534,604
その他	286,154
貸倒引当金	△16,589
固定資産	22,960,382
有形固定資産	9,228,367
建物及び構築物	2,861,064
機械装置及び運搬具	1,616,716
土地	3,691,707
建設仮勘定	989,035
その他	69,843
無形固定資産	101,360
投資その他の資産	13,630,654
投資有価証券	13,331,756
長期未収入金	96,724
繰延税金資産	13,635
その他	320,469
貸倒引当金	△131,930
資産合計	49,345,707

科目	第136期末 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	13,571,074
支払手形及び買掛金	10,664,700
短期借入金	1,230,261
未払法人税等	432,870
賞与引当金	182,750
その他	1,060,491
固定負債	3,706,483
繰延税金負債	392,066
役員退職慰労引当金	36,017
環境対策引当金	8,657
退職給付に係る負債	2,710,572
長期預り敷金保証金	545,912
その他	13,257
負債合計	17,277,558
純資産の部	
株主資本	31,203,663
資本金	5,251,400
資本剰余金	4,736,524
利益剰余金	23,126,662
自己株式	△1,910,923
その他の包括利益累計額	631,349
その他有価証券評価差額金	665,198
為替換算調整勘定	233,208
退職給付に係る調整累計額	△267,057
非支配株主持分	233,135
純資産合計	32,068,148
負債純資産合計	49,345,707

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第136期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	38,015,646
売上原価	32,120,130
売上総利益	5,895,516
販売費及び一般管理費	4,225,043
営業利益	1,670,473
営業外収益	993,249
受取利息	2,127
受取配当金	112,476
持分法による投資利益	729,723
受取技術料	41,443
その他	107,478
営業外費用	84,235
支払利息	27,092
為替差損	32,146
不動産開発維持管理費	5,663
その他	19,333
経常利益	2,579,486
特別利益	144,960
固定資産売却益	143,520
国庫補助金	1,440
特別損失	70
固定資産除却損	70
税金等調整前当期純利益	2,724,377
法人税、住民税及び事業税	704,801
法人税等調整額	△50,191
当期純利益	2,069,767
非支配株主に帰属する当期純利益	15,881
親会社株主に帰属する当期純利益	2,053,885

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,251,400	4,736,524	21,509,299	△1,710,327	29,786,896
当期変動額					
剰余金の配当			△436,522		△436,522
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,053,885		2,053,885
自己株式の取得				△200,593	△200,593
自己株式の処分					
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,617,362	△200,595	1,416,767
当期末残高	5,251,400	4,736,524	23,126,662	△1,910,923	31,203,663

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	905,884	203,908	△326,588	783,204	217,253	30,787,354
当期変動額						
剰余金の配当						△436,522
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,053,885
自己株式の取得						△200,593
自己株式の処分						
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減						△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△240,685	29,300	59,530	△151,854	15,881	△135,973
当期変動額合計	△240,685	29,300	59,530	△151,854	15,881	1,280,793
当期末残高	665,198	233,208	△267,057	631,349	233,135	32,068,148

貸借対照表

科目	第136期末 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	24,485,205
現金及び預金	10,112,142
受取手形	5,919,495
売掛金	6,009,482
商品及び製品	1,818,223
原材料及び貯蔵品	375,262
前払費用	41,705
未収入金	131,551
その他	88,882
貸倒引当金	△11,541
固定資産	16,075,912
有形固定資産	9,089,873
建物	2,651,483
構築物	187,562
機械及び装置	1,511,354
車輛運搬具	11,167
工具器具及び備品	39,340
土地	3,684,829
リース資産	15,099
建設仮勘定	989,035
無形固定資産	99,155
ソフトウェア	86,354
電話加入権	7,701
ソフトウェア仮勘定	5,100
投資その他の資産	6,886,883
投資有価証券	3,534,327
関係会社株式	3,049,046
関係会社長期未収入金	172,538
破産更生債権等	607
長期前払費用	13,341
長期未収入金	96,724
その他	255,898
貸倒引当金	△235,602
資産合計	40,561,118

(単位：千円)

科目	第136期末 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	12,011,603
支払手形	6,606,438
買掛金	3,543,230
短期借入金	500,000
リース債務	4,301
未払金	260,759
未払費用	60,243
未払法人税等	403,341
前受金	398,172
預り金	58,670
賞与引当金	174,679
その他	1,765
固定負債	3,588,251
繰延税金負債	423,148
リース債務	12,006
退職給付引当金	2,295,920
役員退職慰労引当金	32,710
債務保証損失引当金	279,200
環境対策引当金	8,041
長期預り敷金保証金	537,224
負債合計	15,599,854
純資産の部	
株主資本	24,281,920
資本金	5,251,400
資本剰余金	4,743,084
資本準備金	1,312,850
その他資本剰余金	3,430,234
利益剰余金	15,935,468
その他利益剰余金	15,935,468
固定資産圧縮積立金	1,939,204
保険差益圧縮積立金	4,519
別途積立金	7,500,000
繰越利益剰余金	6,491,744
自己株式	△1,648,032
評価・換算差額等	679,342
その他有価証券評価差額金	679,342
純資産合計	24,961,263
負債純資産合計	40,561,118

損益計算書

(単位：千円)

科目	第136期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	35,752,007
売上原価	30,360,893
売上総利益	5,391,113
販売費及び一般管理費	3,843,590
営業利益	1,547,522
営業外収益	467,729
受取利息	2,013
受取配当金	319,227
為替差益	7,015
受取技術料	41,443
その他	98,029
営業外費用	18,212
支払利息	2,773
不動産開発維持管理費	5,663
寄附金	2,087
その他	7,689
経常利益	1,997,039
特別利益	141,143
固定資産売却益	139,703
国庫補助金	1,440
特別損失	70
固定資産除却損	70
税引前当期純利益	2,138,112
法人税、住民税及び事業税	665,728
法人税等調整額	△55,204
当期純利益	1,527,588

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧縮積立金	保 険 差 益 圧縮積立金	別途積立金	繰越利 益 剰 余 金	
当期首残高	5,251,400	1,312,850	3,430,234	4,743,084	1,983,679	4,968	7,000,000	5,855,755	14,844,403
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△44,474			44,474	
保険差益圧縮積立金の取崩						△448		448	
別途積立金の積立							500,000	△500,000	
剰余金の配当								△436,522	△436,522
当期純利益								1,527,588	1,527,588
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計					△44,474	△448	500,000	635,989	1,091,065
当期末残高	5,251,400	1,312,850	3,430,234	4,743,084	1,939,204	4,519	7,500,000	6,491,744	15,935,468

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△1,447,439	23,391,448	894,357	894,357	24,285,805
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
保険差益圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
剰余金の配当		△436,522			△436,522
当期純利益		1,527,588			1,527,588
自己株式の取得	△200,593	△200,593			△200,593
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△215,014	△215,014	△215,014
当期変動額合計	△200,593	890,472	△215,014	△215,014	675,458
当期末残高	△1,648,032	24,281,920	679,342	679,342	24,961,263

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

日本ヒューム株式会社

取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 中根堅次郎 ㊞

代表社員 公認会計士 浅井清澄 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

日本ヒューム株式会社

取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 中根堅次郎 ㊞

業務執行社員 公認会計士 浅井清澄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

日本ヒューム株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 宏 一 ㊟

社外監査役 下山 善 秀 ㊟

社外監査役 原 護 ㊟

社外監査役 山川 寅 雄 ㊟

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本ヒューム株式会社 当社（新橋NHビル）8階会議室
東京都港区新橋五丁目3番11号

交通

J R「新 橋」 駅 | 烏森口より徒歩10分
都営三田線「御成門」 駅 | A 4 出口より徒歩5分



※当会場には駐車場はありません。あらかじめご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。